

被処分者	処分の程度	処分年月日	事件概要
県中方部の出先機関の管理職員（40代、男性）	減給3月	R6.5.8	令和5年11月12日（日）、私有自動車で磐越自動車道上り線を走行していた午後6時15分頃、制限速度時速80kmの現場を時速131kmで走行し、速度違反自動取締装置に記録され、指定速度を時速51km超過していたとして検挙されたものである。
県中方部の出先機関の一般職員（50代、男性）	停職6月	R6.5.8	令和5年8月31日（木）午後6時11分頃、本宮市内のスーパーマーケットにおいて、ひそかに、女性客に対し、その後方から近づき、靴に装着した小型カメラを当該女性客のスカート内に差し入れ、スカートの中を撮影しようとしたが、撮影に至らなかったものである。
本庁機関の一般職員（40代、男性）	免職	R6.7.9	令和6年2月24日（土）午後11時40分頃から同月25日（日）午前0時20分頃までの間、県外のホテルにおいて、成人女性に対し、同所に設置されたベッドにいきなり押し倒し、その着衣を脱がす等の暴行を加えたことにより、同意しない意思を全うすることが困難な状態にさせ、性交等をしたものである。
県中方部の出先機関の一般職員（20代、男性）	停職6月	R6.7.9	令和5年4月7日（金）及び同月10日（月）、自らが会計を担当する所属職員の親睦団体の会計から、計199,758円を着服し、自身の自動車の修理費やローンの返済に充当したものである。 さらに、令和4年4月から令和6年3月にかけて、会計を担当する職員公舎の共益費の会計から、計37,804円を着服し、自身の生活費や自動車ローンの返済などに充当したものである。